

# こんにちは！ こしいしかつ子

発行元：奥石且子 横浜市栄区公田町514小岩井ビル2F  
TEL045-894-9956 FAX045-894-9957  
<http://www.koshiishikatsuko.jp/>



働く女性・母親の目線で地域の課題を市政に届けます- **です!!** [リポートNo. 5]

## 横浜市動物愛護条例

一部改正案が提出されました！裏面をどうぞご覧ください。

こしいしかつ子のブログ(katsukok.exblog.jp)では、「つながりトーク」でみなさんのいまどきの毎日を綴っていただいています。

等身大でがんばっている皆様の日常「私の毎日はこちら」とか「実は、こんなことを考えています」など、たくさんの方々から原稿をお寄せいただけたらと思っています。

原稿はこちらへ→ [katsuko.koshiishi@gmail.com](mailto:katsuko.koshiishi@gmail.com)

※HP立ち上げに際し、ブログもお引っ越ししますので、新しいアドレスはかつこリポート等でお知らせします！

ノロウィルスが流行っているようです。  
症状が軽い方、重い方、かなり差があるとうかがいます。  
年齢が高くなると重症化してしまう例も聞きますので、くれぐれもうがい、手洗いを心がけ、協力して、大流行に歯止めを掛けましょう。

### ●アロマセラピー豆知識●

殺菌といえば「ティートリー」部屋に漂わせて空気清浄になり、免疫力アップが期待できます。

つながりトークの第1回目に登場していただいた、笠間のS・Kさんが教えてくださった、子供向けの科学・学術関係の本をご紹介します！

### 生物図録

(数研出版)  
定価¥924  
本のサイズ  
25.6×21×1.6 cm



### 物理図録

(数研出版)  
定価¥1,155  
本のサイズ  
25.8×21×1.8 cm



理科好きの子供になるかも…とのことでした。



[こしいしかつ子プロフィール] 昭和43年(1968)横浜市栄区上郷町生まれの2児の母●横浜市立犬山小学校(現上郷小)上郷中・県立上郷高校(現横浜栄)・川村学園女子短期大学英文科卒業●古美術から現代アートまでを対象としたイベント企画に従事●その後前横浜市会議員つのだ宏子事務所に勤務●参議院比例区支部長秘書として子育てに市民活動にと奮闘  
[現在] 自民党横浜市連青年局次長●さかえ福祉まごころの会理事長●国際芸術家センター元理事●環境健康学トランスレーター●アフリカエイズ孤児を支援する女性の会会長●学校給食と子どもの健康を考える会会員●三味線音楽普及の会会員 他

# こんにちは! 可愛いしかつ子です!!

横浜市動物愛護条例の一部改正案が提出されました。

改定案は、ペットの終身飼育の促進、安全確保を目的としています。

飼い主の責務について新たな規定を設けて、途中で飼育を簡単に放棄することを抑制するために、行政への引き取り手数料（上限額規定）を2千円から4千円に引き上げます。

また来年5月には、神奈川区内に動物愛護センターを開設します。

引き取った傷病や高齢のイヌやネコの治療や飼育を行い、可能な限り譲渡を推進するということです。終生飼育など動物愛護の普及促進の新たな拠点としての活動が期待されています。

センター開所後は、譲渡に当たっての不妊、去勢手術の手数料を5千円から3千円に引き下げ、マイクロチップの装着は医薬材料実費分（1500円）のみとなります。

横浜市では、自然豊かな緑に囲まれた環境の中で、動物とのふれあい飼育体験や学習を通じて、犬や猫の適正飼育の啓発を図り、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点として、神奈川区菅田町に動物愛護センター（仮称）を整備しています。

## 主な事業内容

### 1. 適正飼育の普及啓発

ふれあいやしつけ教室等を通じて、犬・猫の習性を理解し、最後まで愛情を持って飼うなど飼い主の責務について学び、適正飼育の普及啓発を図ります。  
また、猫に起因する地域での問題に対応するため、屋内飼育の推進や繁殖制限などに関する啓発を進めます。

### 2. 動物の保護管理

犬や猫の保護・収容、引取り、飼い主への返還、譲渡、処分などの業務を行うとともに、返還や譲渡の際に適正飼育についての指導や講習を行います。

### 3. 市民ボランティアとの協働

普及啓発事業の推進にあたっては、市民ボランティアや関係団体等がそれぞれの能力や特性を活かしながら、相互に協力・連携できる体制を構築します。

※以上、愛護センターイメージ図と文章は、横浜市保健所健康安全部食品衛生課HPより

このほかに、飼い主は所有者明示のために首輪、名札、マイクロチップなどの使用に努め、災害時に備えたイヌやネコのための準備、災害時に必要な措置の実施を定める。また、ネコは原則として屋内で飼うこととし、飼い主が不明なネコに餌をやるなど、飼い主と同一視される場合には、周辺環境に配慮し排せつ物の処理を行うよう努めることなどの規定が盛り込まれています。



関心と感動を